

負担付特定財産承継遺言、使用貸借地への小規模特例、過大納付税の債務控除

# 相続税実務における よくある誤解 第3弾

本誌980号、1002号に続き、本特集では「相続税実務におけるよくある誤解」第3弾をお届けする。

1つ目の事例としては、相続させる旨の遺言に負担が付されていた場合の課税価格の計算について取り上げる。そもそも相続させる旨の遺言（特定財産承継遺言）の作成にあたり、負担付の相続をさせる旨の遺言を作成できるのかとの疑問を持つ専門家も少なくない。また、相続税上、相続税法基本通達9-11《負担付贈与等》の定めがあるため、この問題は、同通達の定めに従って相続税の課税価格を計算するのかという疑問も生む。

2つ目の事例としては、被相続人とは生計を別にする相続人が、被相続人から使用貸借している土地で駐車場業を営み、その収入を全て自らの所得として申告している場合、当該土地が小規模宅地等の特例の対象宅地等に該当するかどうかという問題を取り上げる。

3つ目の事例としては、相続人の誤申告に起因する被相続人の所得に係る過大納付税の債務控除の可否について取り上げる。ここでは、除斥期間が経過した過大納付税を、被相続人に係る相続税の債務控除の対象とすることができるかが論点となる。

いずれの論点においても民法が絡んでくる上に、関連する判例の存在を知っているかどうか適切な税務判断を下す上でのカギとなろう。

## 事例1

### 相続させる旨の遺言に負担が付されていた場合の課税価格の計算は

**最高裁は、相続させる趣旨の遺言の解釈を「遺産分割の方法の指定」と判示**

相続させる旨の遺言（特定財産承継遺言）の作成にあたり、そもそも負担付の相続をさせる旨の遺言を作成できるのかとの疑問を持つ税務専門家も少なくない。また、相続税上、相続税法基本通達9-11《負担付贈与等》の定めがあるため、この問題は、同通達の定めに従って相続税の課税価格を計算する

のかという疑問も生む。

例えば、被相続人甲が次のような遺言を残していたとしよう。

**第1条** 次の財産は、子丙に相続させる。

(1)土地 ……、(2)預金 ……

**第2条** 次の財産は、子丁に相続させる。

(1)預金 ……、(2)株式 ……

**第3条** 子丙は、第1条により相続する負

最新号（7月15日号）の掲載記事となります。  
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。